K220.73
16a

山脇萬吉編纂

訂正

# 中學唱歌教科書

伊勢
伊藤書肆
發行

K220.7
16a

山脇萬吉編纂

訂正

# 中學唱歌教科書

伊勢
伊藤書肆
發行

43. 4. 7
内交

# 緒　言

本書は、中學校に於ける唱歌の教科書に充てむが爲めに、編纂せるものなり。

第一章乃至第十四章に於て、普通の樂譜に用ゐらるる諸種の記號を說明し、第十五章以下に於て、音程論音階論の一斑を說明せり。其の第一章乃至第七章を、第一學年に、第八章乃至第十四章を、第二學年に、第十五章以下を、第三學年に配當す。されども、唱歌教授の際に現るる諸種の記號等は、此の順序によらず、其の時に說明教授し置き、更に本書の順序によりて、系統的に總括して、教授すべし。

卷末に附する譜表は、順次教授する歌曲を、筆記せしむるに用ゐるものとす。

本書は每週一時間の授業時間を以て、唱歌を

教授する傍、樂譜法の一斑を知らしむるを以て、目的としたるものなれば、其の説明は、通俗に從ひ、平易簡明を旨とせり。

明治四十三年三月　　編者識す



# 普通樂譜法目次


第一章　音名……1
第二章　音程……3
第三章　黒鍵音の名稱……4
第四章　譜表……5
第五章　音階……9
第六章　調子……11
第七章　音符及休止符……12
第八章　拍子……16
第九章　變化記號……18
第十章　調子記號……20
第十一章　速度記號……22
第十二章　強弱記號……25
第十三章　反復記號……27
第十四章　雜記號……30

第十五章　樂音……32
第十六章　音域……33
第十七章　音階の種類……35
第十八章　長音階の組織……38
第十九章　音の協和……40
第二十章　音階各音の性質……42
第廿一章　長短音階の關係……43
第廿二章　轉調……45





# 普通樂譜法

## 第一章　音名

音樂は、聲音が曲節をなして、吾人に一種の美的感情を喚起せしむるものなり。聲音が曲節をなすには、種々に變化するを要す。其の變化の主要なるものを高低となす。

音樂上、或る高度の音には、夫々名稱を附す。之を音名と云ふ。音名を說明するには、有鍵樂器に據るを便なりとす。有鍵樂器とは、風琴洋琴などの如く、發音の鍵を有する樂器を云ふ。鍵に黑白の二種あり。其の白色なるを白鍵といひ、黑色なるを黑鍵と云ふ。此の鍵の排列せられたる部分を鍵盤と云ふ。鍵盤に於ける黑白鍵の排列は、第一圖の如し。而して、此等の鍵によりて發する音

は、右方に至るに從ひ、漸次に高く、左方に至るに從ひ、漸次に低きものとす。

第　一　圖

二個並びたる黑鍵の左方にある白鍵によりて發する音を、「ハ」と名け、其の鍵盤の中央にあるものを、中央の「ハ」と稱す。中央の「ハ」の右に隣れる白鍵によりて發する音を、「ニ」と名け、それより順次右方の白鍵によりて發する音を、「ホ」「ヘ」「ト」「イ」「ロ」と名く。之を基礎七音と稱す。

「ロ」より右の白鍵音は、再び「ハ」「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」「イ」「ロ」と名け、上に一點を附して、之を區別し、之を呼ふには、上一點の「ハ」、上一點の「ニ」などと稱ふ。「ロ」より右の白鍵音は、上に二點を附して、「ハ」「ニ」「ホ」「ヘ」等と記し、上二點の「ハ」、上二點の「ニ」などと稱ふ。

中央の「ハ」より左方の白鍵音は、下に一點を附して、順次左方へ「ロ」「イ」「ト」「ヘ」「ホ」「ニ」「ハ」と記し、下一點の「ロ」、下一點の「イ」などと呼ぶ。それより以下の音も、同樣の音名を附し、下に二點三點を附して、之を區別すること第一圖の如し。

## 第二章　音　程

音の高低の距りを、音程と稱す。或る音と、其の隣接せる音との距りを、二度音程と稱し、其の次の音に至るまでの距りを、三度音程と稱す。例へば、「ハ」と「ニ」との距りは、二度音程にして、「ハ」と「ホ」との距りは、三度音程なり。其の他、之に準じて知るべし。一度音程とは、同度の音にして、「ハ」と「ハ」、或は

「ニ」と「ニ」の如し。或る音より、次の同名の音に至るまで、卽ち八度音程を名けて、一「オクタヽブ」と云ふ。「ハ」と「ハ」、或は「ニ」と「ニ」の如し。

隣接せる二音の距り、卽ち二度音程は、其の高度の差、すべて等しきものにあらず。鍵盤に於て、其の間に黑鍵を挾みたる二度音程は、一「オクタヽブ」の六分の一に當りて、之を「全音程」と稱し、其の間に黑鍵を挾まざる二度音程は、全音程の二分の一、卽ち一「オクタヽブ」の十二分の一に當りて、之を半音程と稱す。「ロ」「ハ」の二度、及び「ホ」「ヘ」の二度は、半音程の距りを有し、其の他は、すべて全音程の距りを有するなり。



## 第三章　黑鍵音の名稱

黑鍵は、全音程を距つる白鍵の中間にありて



其の音は、左右の白鍵音に對して、半音程を距つるものなり。卽ち左方の白鍵音に對して、半音程高く、右方の白鍵音に對して、半音程低し。半音程高きことを嬰と云ひ、半音程低きことを變と云ふ。黑鍵音は、特別の名稱を有せず、左右の白鍵音の名を取りて、之に嬰或は變といふ語を冠す。卽ち「ハ」「ニ」の間にある黑鍵音は、嬰「ハ」或は變「ニ」と稱し、「ニ」「ホ」の間にある黑鍵音は、嬰「ニ」或は變「ホ」と稱し、其の他の黑鍵音も、二樣の名稱を有すること、第二圖の如し。

第二圖

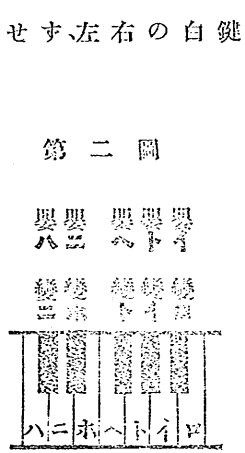


## 第四章　譜表

音樂の曲節を記載せるものを、樂譜と稱す。樂譜に於て、音の高低の位置を示すには、間隔を等しくして、水平に並行せる五個の線を用ゐる。之を譜表といふ譜表は、之を計ふるに、下より上に及ぼし、其の線上及び線間に音符を記す。若し上下共に五線以外に渉る時は、更に短線を設けて其の線上及び線間に音符を記す。之を加線と云ふ。線及び間の稱へ方は、第三圖の如し。

第三圖

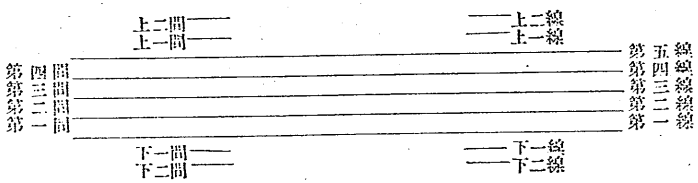


一個の譜表にては、音樂上に用ゐらるる諸音を、悉く記載し難し。故に高音部を記載する譜表と、低音部を記載する譜表とを、各別に設く。高音





部を記載する譜表を、高音部譜表と稱し、低音部を記載する譜表を、低音部譜表と稱す。

高音部譜表なることを示すには、第四圖甲の如き記號を用ゐる。之を高音部記號と稱す。此の記號は、第二線を中心として記載し、第二線が「ト」音の位置なることを示す。故に一名「ト」字記號の稱あり。低音部譜表なることを示すには、第四圖乙の如き記號を用ゐる。之を低音部記號と稱す。此の記號は、第四線を中心として記載し、第四線が「ヘ」音の位置なることを示す。故に一名「ヘ」字記號の稱あり。

第四圖

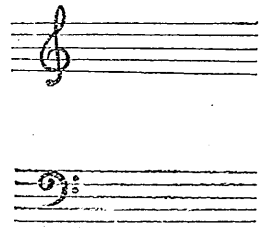

又第五圖の如く、縱線と鈎とを以て、高音部譜表と低音部譜表とを連結して用ゐることあり。之を大譜表と稱す。此の場合には、二個の譜表の中間に、一線を略したるものと見做すべし。而して、其の略せられたる一線の線上は、中央の「ハ」の位置に當る。各音を譜表上に記載すれば、次の如し。

第　五　圖

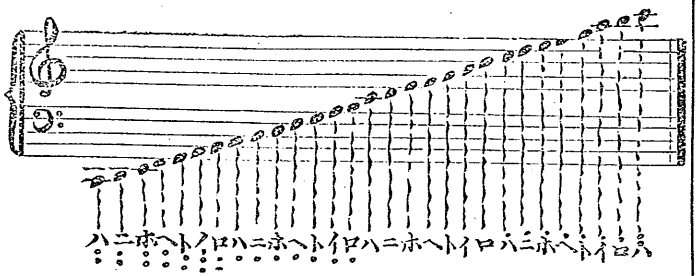


黑鍵音を示すには、其の音符の左側に、嬰記號「♯」、或は變記號「♭」を附すること、第六圖の如し。



第　六　圖

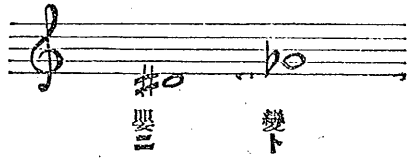




## 第五章　音階

樂曲中に現るる諸音を審査し、其の中、主要なる一音を取りて、第一音となし、各音の高低に準じて、一列に排列したるものを、音階と云ふ。音階には、數種あり。其の中、最も普通に用ゐらるるものを、長音階と云ふ。長音階を組立つる諸音は、第七圖の如き音程上に置かるるものなり。

音階の基礎となるべき第一音を、主調音と云ひ、之を記するには、亞拉比亞數字「1」を以てし、之を唱ふるには、「ヒ」と云ふ。第二音は、「2」を以て之を

第七圖

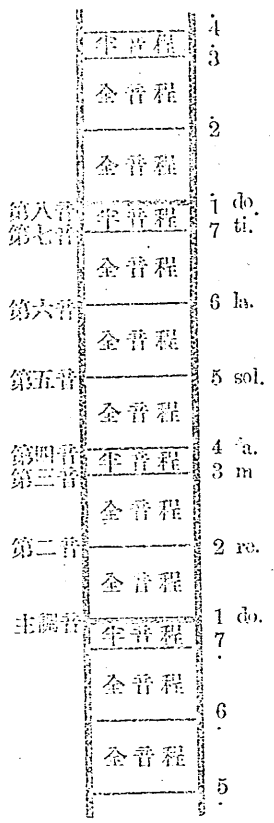


記し、「7」と唱ふ。以下「3」「4」「5」「6」「7」と記し、「ミ」「ヨ」「イ」「ム」「ナ」と唱ふ。第八音は、「i」と記して、第一音と同じく「ヒ」と唱ふ。此の各階の唱號を、階名と云ふ。

第八音は、第一音と一「オクタヴ」を距つるものにして、更に之を主調音となして、上一「オクタヴ」間に、同樣の音階を組立つることを得。而して、其の記號なる亞拉比亞數字の上には、一點を附して、之を區別す。かくして、猶其の上層幾階にても、同樣の音階を組立つることを得、數字の上には、二點三點等を附して、之を區別す。又下方にも、一「オクタヴ」毎に、同樣の音階を組立つることを得、數字の下に一點二點等を附して、之を區別す。





## 第六章　調子

音階は、何れの音よりも始むることを得、其の始むる音の高低によりて、調子を異にす。「ハ」より始めたる長音階を「ハ」調長音階と云ひ、「ニ」より始めたる長音階を「ニ」調長音階と云ふ。其の他、白鍵音より始むるものに、「ホ」調「ヘ」調「ト」調「イ」調「ロ」調等あり。黒鍵音より始むるものに、變「ニ」調變「ホ」調變「ト」調變「イ」調變「ロ」調等あり。之を調名と云ふ。調名は、音階を始むる第一音、即ち主調音の音名を取りて、名づくるものなり。

# 第七章　音符及び休止符

樂譜に於て、音の長短を示すには、音符の形狀を以てす、音符に、全音符、二分音符、四分音符、八分音符、十六分音符、三十二分音符の六種あり、全音符を最長の音となし、以下順次に、前音符の半分の長さを有するものとす。之を單純音符と云ふ其の記法、第八圖の如し。

音符の楕圓形の部を、符頭と稱し、直線と鉤とは、之を符尾と稱す。符頭は、正しく線上若しくは線間に置きて、其の音の位置を示すべく、符尾は通常符頭が譜表の上部にある時は、下向せしめ、下部にある時は、上向せしむるものとす。

略譜にては、階名をあらはす數字の右傍、或は下方に、短線を施して、之を示すこと、第八圖の如し



第八圖

| | | 本譜記法 | 略譜記法 |
|---|---|---|---|
| | 全音符 | | 1---- |
| 單純音符 | 二分音符 | | 1- |
| | 四分音符 | | 1 |
| | 八分音符 | | 1 |
| | 十六分音符 | | 1 |
| | 三十二分音符 | | 1 |
| 附點音符 | 單點全音符 | | 1----· |
| 單附點音符 | 單點二分音符 | | 1-· |
| | 單點四分音符 | | 1. |
| | 單點八分音符 | | 1. |
| | 單點十六分音符 | | 1. |
| 複附點音符 | 複點全音符 | | 1----·· |
| | 複點二分音符 | | 1-·· |
| | 複點四分音符 | | 1.. |
| | 複點八分音符 | | 1.. |
| 三連音符 | 三連四分音符 | | 3 323 |
| | 三連八分音符 | | 3 432 |

し、但し四分音符は、數字のみにて、何等の記號を施さざるものとす。

音符の右傍に、一點若しくは二點を附するものあり。之を附點音符と云ふ。一點を附したるものは、單附點音符(略して單點音符)と云ひ、其の音長を、其の音本來の音長の二分の一だけ、增加すべきものとす。二點を附したるものは、複附點音符(略して複點音符)と云ひ、其の音長を、其の音本來の音長の四分の三だけ、增加すべきものとす

時として、四分音符三個、若しくは八分音符三個を、弧線にて連結し、「3」の字を附記することあり。之を三連音符と云ひ、其の三個を、二個の長さと、同じ長さに唱ふべきものとす。即ち本來の音長の三分の二に當る。

樂曲の中途に於て、一定の時間、音を休止することあり。之をあらはす、記號を名けて、休止符といふ。其の長さは、相等する同名の音符に等しきものとす。第九圖の如し。



第九圖

| | 本譜記法 | 略譜記法 |
|---|---|---|
| 全休止符 | 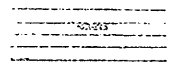 | 0 --- |
| 二分休止符 | 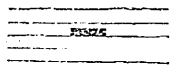 | 0– |
| 四分休止符 | 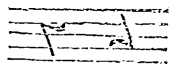 | 0 |
| 八分休止符 | 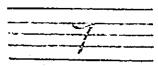 | 0̲ |
| 十六分休止符 | 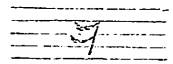 | 0̲̲ |
| 三十二分休止符 | 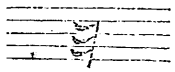 | 0̲̲̲ |

休止符にも、一點を附したる附點休止符あり。其の長さは、相當せる同名の單點音符に等し。

# 第八章　拍子

樂曲は、其の進行中、常に強音と弱音との規則正しき配列を繰り返すものとす。之を拍子と云ふ。而して、其の一拍子は、強音たると、弱音たるとを問はず、常に其の經過の時間を等しくするものとす。

拍子の普通なるものに、二拍子、四拍子、三拍子、六拍子の四種あり。其の強弱音の配列、次の如し。

二拍子。　強，　弱，

四拍子。　強，　弱　中強，　弱，

三拍子。　強，　弱，　弱，

六拍子。　強，　弱，　弱，中強　弱，　弱，

二拍子にして、其の一拍子が、二分音符、又はそれに相當する數音符より成立つときは、之を二分の二拍子と云ひ、四分音符、又はそれに相當する數音符より成立つときは、之を四分の二拍子と云ふ。四拍子には、四分の四拍子、八分の四拍子等あり。三拍子には、二分の三拍子、四分の三拍子等あり。六拍子には、八分の六拍子あり。此等の拍子を、譜表上にあらはすには、譜表の最首に記されたる音部記號、並に調子記號の次に、亞拉比亞數字を重疊に記して、之を表示すること、第十圖の如し。音部記號及び調子記號は、譜表の各段毎に、之を記載するを要すれども、拍子記號は、樂曲の首に一回記載するのみにて、各段毎に記載することなし。四分の四拍子の略記號として、(C)、二分の二拍子の略記號として、(¢)を用ゐることあり

第十圖

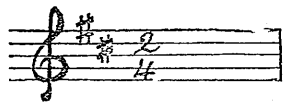

樂曲に於て、拍子の一周する一部分を名けて、小節と云ひ、譜表上に縱線を劃して、之を示すこと、第十一圖の如し。各小節に於ける第一の拍子は、常に强音に屬するものとす。縱線に、單複の二種あり。單縱線は、單に小節を區分するに用ゐ、複縱線は、小節を區分すると共に、樂曲の段落を區劃し、或は終結を告ぐるに用ゐるものとす。

第十一圖

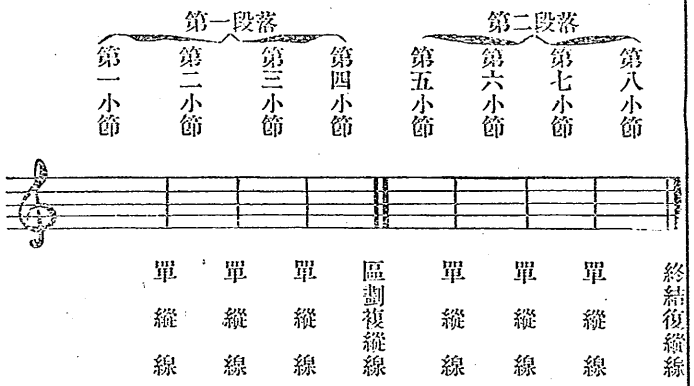


## 第九章　變化記號



嬰或は變の記號によりて、上下せられたる音を、本位に復するには、本位記號「♮」を其の音符の左側に附すること、第十二圖甲の如し。

嬰記號、變記號、及び本位記號を總稱して、變化記號と云ふ。變化記號は、之を用ゐるに、二個の場合あり。一は、樂曲の中途に於て、或る音の直前に附するものにして、之を臨時記號と稱し、一は、音部記號の直後に附するものにして、之を調子記號(略して調號)と稱す。臨時記號は、其の効力第十二圖乙丙の如く、其の附せられたる音より以下、其の小節內の同名の音に及び、次の小節に至りては、自然に其の効力を失ふものとし、調子記號は、其の効力、樂曲の全体に涉りて高低を問はず、すべて同名の音に及ぶものとす。

第十二圖

(甲)

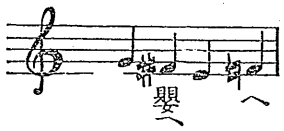


(乙)

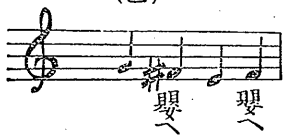


(丙)

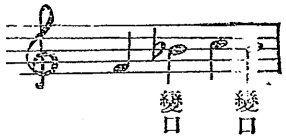


## 第十章　調子記號

有鍵樂器に於て、「ハ」より始めて、順次右方に白鍵を奏する時は、長音階を得。是れ「ハ」調長音階なり。之を模範音階又は基礎音階と稱す。「ハ」より順次に、上方第五音を主調音となす時は、「ハ」調模範音階に比し、第七音常に半音程低きを以て、之を上ぐるを要す。依りて之に嬰記號を附す。此の如くにして、一嬰より七嬰に至り、七種の音階を構成することを得。其の嬰記號は、總べて音部記號の直後に集記して、調子記號となす。之を嬰種長音階と云ふ。第十三圖の如し。

第十三圖

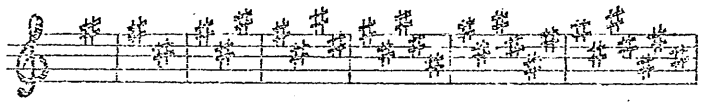

ト調　ニ調　イ調　ホ調　ロ調　嬰ヘ調　嬰ハ調

又「ハ」より順次に、下方第五音を主調音となす時は、第四音は、常に半音程高きを以て、之を下ぐるを要し、之に變記號を附す。此の如くにして、一

變より七變に至り、七種の音階を構成することを得、此の變記號を音部記號の直後に集記して、調子記號となすこと、嬰種長音階に等し。之を變種長音階と云ふ。第十四圖の如し。

第十四圖

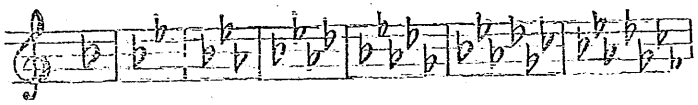

變ハ調　變ト調　變ニ調　變イ調　變ホ調　變ロ調　ヘ調

有鍵樂器に於ては、以上各種の長音階中、變「ハ」調は、「ロ」調に同じく嬰、「ヘ」調は、變「ト」調に同じく、嬰「ハ」調は、變「ニ」調に同じ。而して、調子記號の位置に、何等の記號を有せざるものは、「ハ」調なり。

## 第十一章　速度記號



樂曲は、其の性質によりて、全体の速度を、急速に奏唱すべきあり、又緩徐に奏唱すべきあり。之を示す記號を名けて、速度記號と云ふ。速度記號は、通例樂曲の最首に、附記す。若し中途より其の速度を變更する時は、其の部分の最首に、之を附記す。其の普通に用ゐるもの、次の如し。

| | |
|---|---|
| グラーベ Grave. | 極めて緩徐。 |
| レントー Lento, | 極めて緩徐。 |
| ラルゴー Largo, | 緩徐。 |
| ラルゲット Larghetto. | 緩徐。 |
| アダジオ Adagio, | 緩徐。 |
| アンダンテー Andante, | 稍緩徐。 |
| アンダンチーノ Andantino. | 稍緩徐。 |
| モデラトー Moderato. | 中等の速度。 |

Allegretto（アレグレット）……
Allegro（アレグロ）……　急速。

presto（プレスト）……
prestissimo（プレスチッシモ）……　極めて急速。

又樂曲の首部に、♩＝80. ♩＝66. 等の記號を標記し以て、其の速度を示すことあり。是れ其の音符が、一分時間に奏唱せらるべき數を示すものにして、前者は、一分時間に四分音符を八十個奏唱し得べき速度を以てすべきことを示し、後者は、一分時間に二分音符を六十六個奏唱し得べき速度を以てすべきことを示す。此の速度を計る機械を拍節機と云ふ。

樂曲の進行中、臨時に速度を變更して、或る一部分を、漸次緩徐に、又は漸次急速に奏唱することあり。之を示す記號を名けて、緩急記號と云ふ。





緩急記號は、其の部分の最首、上部に附記す。其の普通に用ゐるもの、次の如し。

Accel（アッチエレランド）(Accelerando.)……漸次に急速。
Rall（ラレンタンド）(Rallentando)……漸次に緩徐。
Rit（リッタルダンド）(Ritardando)……漸次に緩延。
Cal（カランド）(Calando)……漸次に緩靜。

緩急記號により、臨時に速度を變更したるものを、再び本來の速度に反すには、A（アテムポ）tempo なる記號を附記して、之を示す。

## 第十二章　強弱記號

樂曲は、其の拍子の有する一定の強弱以外に、特に其の一部分、若しくは一聲音に強弱を附することあり。之を示す記號を名けて、強弱記號と云ふ。

樂曲中の一部分に、強弱を附せんには、其の部分の最首に於て、譜表の上部、又は下部に、次の記號を附記す。

PP.　(Pianissimo.)……最弱。

P.　(Piano.)……弱。

MP.　(Mezzo Piano.)……中弱。

Mf.　(Mezzoforte.)……中強。

f.　(Forte.)……強。

ff.　(Fortissimo.)……最強。

Crese.　(Crescendo.)……漸次に強。

Decrese.　(Decrescendo.)……
Dim.　(Diminuendo.)……　}漸次に弱。

「漸次に強」、又は「漸次に弱」なることを示すに、次の記號を用ゐることあり。此の記號は、譜表の上部に記し、其の部分全体に渉るべきものとす。

……漸次に強。

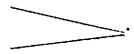
……漸次に弱。

樂曲中の一聲音に限り、特に強弱を附せんには、其の音符の上部又は下部に、次の記號を附記す。

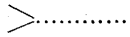
……
Sf.　(Sforzando.)……　}特に強く。

Ac.　(Accent.)……急に強く。

## 第十三章　反復記號

樂曲の一段落、又は一部分が、全く同一の曲節より成る時は、其の同一部分を繰り返し記載することを省略し、記號を以て、反復すべきことを示すことあり。此の記號を名けて、反復記號と云ふ。反復記號には、次の三種あり。

イ。一部分全く同一なる時の記載法、次の如し。

第十五圖

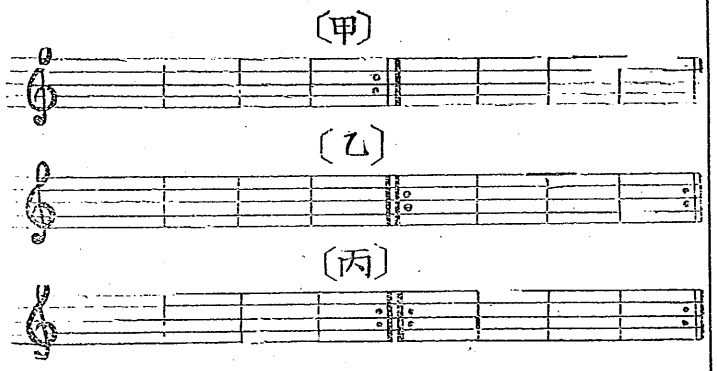


甲圖は、第一段落を反復するもの、乙圖は、第二段落を反復するもの、丙圖は第一段落を反復し、次に第二段落を反復するものなり。

ロ。最終の小部分のみ異なりて、他の大部分同一なる時の記載法、次の如し。

第十六圖

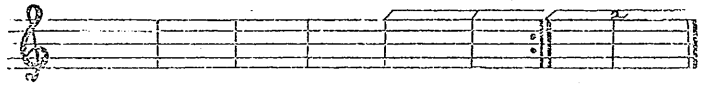

最終の二小節のみ、異なるものにして、第一回には、「1」の記號のある部を奏唱し、二回目には、「2」の記號のある部を奏唱するなり。

ハ。樂曲の最尾より、最初又は中途に反復し、中途にて終る時の記載法、次の如し。

第十七圖

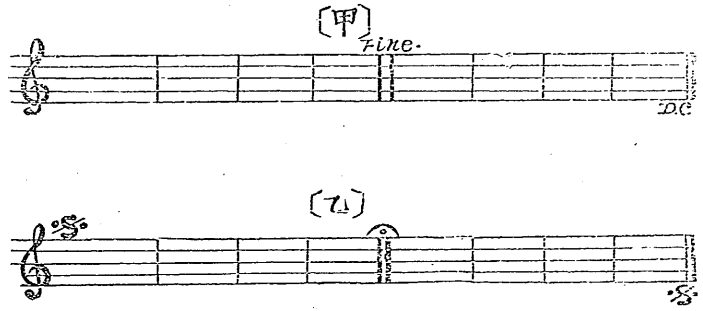


甲圖の「D C.」は、反始記號と稱して、樂曲の最首に

返るべきことを示し、「Fine（フイネ）」の記號にて終るべきものとす。乙圖の「𝄋」は、連續記號と稱して、此の記號のある處より、同一の記號のある處へ、連續して反復すべきことを示し、「𝄐」の記號のある處にて終るべきものとす。

## 第十四章　雜記號

𝄐　延長記號と稱し、此の記號の附せられたる音符、若しくは休止符を、其の固有の長さよりも、特に延長せしむべきことを示す。

•　圓點と稱し、此の記號の附せられたる音符を、特に分離鮮明に奏唱すべきことを示す。

𝄿　垂點と稱し、圓點に比して、更に甚しく分離鮮明に奏唱すべきことを示すものにして、四分音符は、恰も八分音符の如くに奏唱すべきものとす。

⌒　連結と稱し、度を異にせる數個の音符を、圓滑に奏唱すべきことを示す。

𝄾　句切記號と稱し、樂曲を唱ふる時、氣息を續くべき所を示すものなり。又（𝄿）の如き記號を用ゐることあり。

## 第十五章　樂音

音樂に、聲樂と器樂との別あり。聲樂とは唱歌の如く、人聲によりて謠ふ所の音樂にして、器樂とは、風琴等の樂器によりて奏せらるる所の音樂なり。而して、何れも音響に調節あるなり。音響は、物體の振動によりて發するものにして、人聲は、聲帶の振動によりて發シ風琴(リードオルガン)の音は、簧と稱する金屬製薄板の振動によりて發するなり。音が、一定時間に、一定の振動をなして、吾人に快感を與ふるものは、之を樂音と稱し、之に反し、其の振動、不定錯雜にして、吾人に不快の感を與ふるものは、之を噪音と稱す。樂音にあらざれば、調節をなさず。故に音樂は、吾人の耳に最も快美に感せらるる樣、組立てられたる樂音の連續なりと謂ふべし。



## 第十六章　音域

音は、其の振動早きもの高音となり、遲きもの低音となる。人の耳が聽き得る音響は、凡そ一秒時間に、十六乃至三十四振するものを最低とし、三萬八千乃至四萬振するものを最高とす。

人聲又は樂器の發音し得べき高低の限界內を、音域といふ。近代使用の樂器中、音域の最も廣きものは、洋琴にして、七「オクタヽブ」を有し、其の最低音「ド」は、一秒時間に二十七餘の振動をなし、其の最高音「ド」は、同時間に三千四百八十振をなすものとす。又五「オクタヽブ」の風琴は、最低音「ヘ」、最高音「ヘ」にして、四十三振五より千三百九十二振に至る音域を有するものとす。

人聲は、男女により年齢によりて、高低の異同あれども、其の區域狹少にして、八十乃至八百の振動をなすに止まる。人聲の音域は、大別して四種となし、何れも十二音度を有すること、第十八圖の如し。

第十八圖

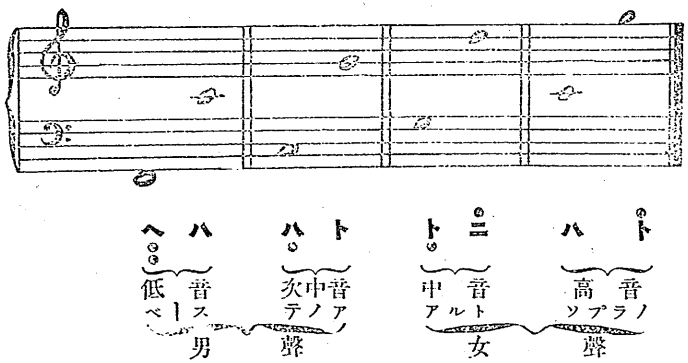


高音及び中音は、之を高音部譜表に記し、次中音及び低音は、之を低音部譜表に記するを通例とす。





# 第十七章　音階の種類

音階に、全音階、半音階の二類あり。全音階は、五個の全音程と、二個の半音程とを含める、八音の音階にして、半音階は、十二個の半音程を含める、十三音の音階なり。

全音階は、其の適用せらるる樂曲によりて、其の組織を異にす。之を旋法といふ。現今我國に存在する樂曲の旋法、六種あり。次の如し。

- 西洋樂
  - 長音階
  - 短音階
- 本邦樂
  - 雅樂調
    - 律旋法
    - 呂旋法
  - 俗樂調
    - 陰旋法
    - 陽旋法

各種音階の組織を、長音階と比較すれば、第十九圖の如し。

第十九圖

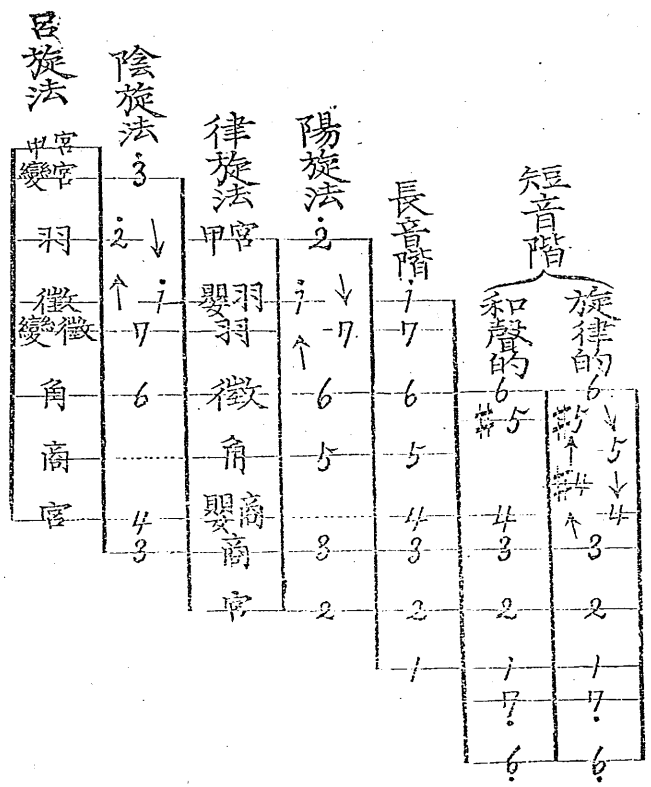




短音階の階名は、便宜上長音階の階名によるものとす。故に短音階の主調音は「6」なり。而して、本邦樂も、西洋樂譜を以て記する時は、長音階の階名によるものとす。

樂曲は、通常、主調音を以て終るものなれば、最尾の階名を以て、何種の音階に屬する樂曲なるかを知ることを得べし。但し間々第五音を以て終ることあり。長音階の「5」にて終り陰旋法の「7」にて終るが如し。

半音階は、各階すべて半音程を距つる諸音より成立つものにして、其の組織は、常に同一なり。此の音階は、單獨にては之を使用せず、常に長短音階にて成れる樂曲中に混用して、之を裝飾するに用ゐる。其の階名は、長音階に相當するものは、長音階の階名を用ゐ、其の他は、上行の場合と、

下行の場合と、其の階名を異にすること、第二十圖の如し。

第二十圖

| 上行 半音階 | 長音階 | 下行 半音階 |
|---|---|---|
| 7 ヒ | 7 ヒ | 7 ヒ |
| 7 ナ | 7 ナ | 7 ナ |
| #6 ヨ | | b7 ヲ |
| 6 ム | 6 ム | 6 ム |
| #5 ツ | | b6 モ |
| 5 イ | 5 イ | 5 イ |
| #4 ヤ | | b5 エ |
| 4 ヨ | 4 ヨ | 4 ヨ |
| 3 ミ | 3 ミ | 3 ミ |
| #2 タ | | b3 メ |
| 2 フ | 2 フ | 2 フ |
| #1 ト | | b2 ヘ |
| 1 ヒ | 1 ヒ | 1 ヒ |

## 第十八章　長音階の組織

長音階各音の、一定時間に於ける振動數の比、次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 主調音 | 1. | 24. |
| 第二音 | $1\frac{1}{8}$. | 27. |
| 第三音 | $1\frac{1}{4}$. | 30. |
| 第四音 | $1\frac{1}{3}$. | 32. |
| 第五音 | $1\frac{1}{2}$. | 36. |
| 第六音 | $1\frac{2}{3}$. | 40. |
| 第七音 | $1\frac{7}{8}$. | 45. |
| 第八音 | 2. | 48. |

中央の「ハ」音は、一秒時間に、二百六十一振するものなれば、「ハ」調長音階各音の、一秒時間に於ける振動數は、次の如くなるべし。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 主調音 | 261. | 第五音 | $391\frac{1}{2}$. |
| 第二音 | $293\frac{5}{8}$. | 第六音 | 435. |
| 第三音 | $326\frac{1}{4}$. | 第七音 | $489\frac{3}{8}$. |
| 第四音 | 348. | 第八音 | 522. |

長音階を組立つる諸音は、上の如き比を有するものなれども、有鍵樂器等に於ては、其の構造複雜となるを以て、此の比に依ること能はず。よ

りて「一オクターブ」間を十二に平分して、半音程となし、半音程の二倍を全音程となし、第三音と第四音との間、及び第七音と第八音との間に、半音程を置き、其の他は、總て全音程となすこと、第五章に述べたるが如し。之を平均率音階と云ふ。

## 第十九章　音の協和

或る二音を同時に發するに、よく調和して、吾人に快感を與ふるものあり。之を音の協和と云ふ。音の協和するは、二音の一定時間に於ける振動數の比の簡單なるによる。若し振動數の比の複雜なる二音を同時に發する時は、協和せずして、不快の感を起さしむ。例へば、長音階第八音の第一音に對する振動數の比は、二倍にして第一音の一振する間に、第八音は二振する割合に當る。故に此の二音は、よく協和す。然るに、第七音の第一音に對する振動數の比は、一倍八分の七にして、第一音の八振する間に、第七音は十五振する割合に當る。されば此の二音は協和せず、振動數の比の簡單なるものほど、よく協和し、複雜なるものほど、不協和の度を增すものなり。

協和音程及び不協和音程を例擧すれば、次の如し。

- 協和音程
  - 完全協和音程
    - 完全一度（同度）
    - 完全八度（五全音二半音）
    - 完全五度（三全音一半音）
    - 完全四度（二全音一半音）
  - 不完全協和音程
    - 長三度（二全音）
    - 長六度（四全音一半音）
    - 短三度（一全音一半音）
    - 短六度（三全音二半音）

不協和音程
- 長　二　度（一全音）
- 短　二　度（一半音）
- 增　四　度（三全音）
- 減　五　度（二全音二半音）
- 長　七　度（五全音一半音）
- 短　七　度（四全音二半音）
- 變体諸音程

## 第二十章　音階各音の性質

音階の第一音は、主調音と稱し、音階の基礎となるものにして、各樂曲の最首、及び結尾の音は、此の第一音なるを普通とす。其の性質、强固なるものなれば、確實に唱ふべきものとす。

第二音は、願望鼓舞の趣あり。輕快に唱ふべし。

第三音は、中和絃と稱し、弛みて平穩なる音なり。優美の心を以て唱ふべし。

第四音は、次屬和絃と稱し、寂寞恐怖の調あり。温和に唱ふべし。

第五音は、屬和絃と稱し、快活にして、明亮なり。爽快の心を以て唱ふべし。

第六音は、次中和絃と稱し、悲哀の調あり。優しく唱ふべし。

第七音は、第八音と半音程を隔て、第八音を導き出だすが如き感あるを以て導音の名あり。又人心を感動せしむる性質あれば、感音の名あり。粗暴ならざる樣に唱ふべし。

第八音は、主和絃と稱し、主調音の重出したるものにして、其の性質、第一音に同じ。

## 第二十一章　長短音階の關係

短音階の主調音は、長音階の第六音「6」に當り、長音階の主調音より、短三度下方にあり故に某調の長音階と、其の長音階の主調音より短三度下方の音を主調音となしたる短音階とは、互に關係調をなして、同一の調子記號によりて記載せらる。例へば、「ハ」調長音階と、「ハ」より短三度下方の「イ」を主調音となしたる「イ」調短音階とは互に關係調となりて、同一の調子記號によりて記載せらるるなり。故に單に調子記號のみによりては、長音階なるか、短音階なるかは、區別すること能はず。よく其の主調音を吟味して、之を區別すべきなり。

各種長音階の關係短音階を示せば、次の如し。

「ハ」長　調＝「イ」短　調

「ト」長　調＝「ホ」短　調　　「ヘ」長　調＝「ニ」短　調

「ニ」長調＝「ロ」短調　　變「ロ」長調＝「ト」短調

「イ」〃　＝嬰「ヘ」〃　　變「ホ」〃　＝「ハ」〃

「ホ」〃　＝嬰「ハ」〃　　變「イ」〃　＝「ヘ」〃

「ロ」〃　＝嬰「ト」〃　　變「ニ」〃　＝變「ロ」〃

嬰「ヘ」〃　＝嬰「ニ」〃　　變「ト」〃　＝變「ホ」〃

嬰「ハ」〃　＝嬰「イ」〃　　變「ハ」〃　＝變「イ」〃



## 第二十二章　轉　調

樂曲の進行中、其の單調なるを避けんがために、本來の調子を、一時他の調子に轉することあり。之を名けて轉調と云ふ。

樂曲を始め、又は之を終りて、其の曲調の主となるものは、之を名けて主調と云ひ、其の進行中、一時他の調子に轉したるものは、之を附屬調と稱す。

附屬調となすべきものに、次の五種あり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 屬和絃の調 | ♯ 4 | |
| 2 | 次屬和絃の調 | ♭ 7 | |
| 3 | 關係調 | ♯ 5 | 上行 ♯ 4 |
| 4 | 屬和絃の關係調 | ♯ 2 | |
| 5 | 次屬和絃の關係調 | ♯ 1 | |

時に例外の轉調なきにあらざれども、上記五種の附屬調に轉ずるを以て、轉調の正格なるものとす。轉調を發見するには、臨時音に注目すべし。其の常に顯るべき臨時音は、上記の如し。而して其の臨時音にして、嬰記號を有するものは、概ね轉調したる新調の導音たるべく、變記號を有するものは、新調の第四音たるべし。但し此の外に短音階に用ゐらる臨時音「♯ 5」上行「♯ 4」及び裝飾的半音階として用ゐらるる臨時音等あり。





此等は轉調に關係なきものなれば、注意するを要す。

轉調は、通例二三小節間に行はるるものなれども、時には數十小節にも亙ることあり。

普通樂譜法

終

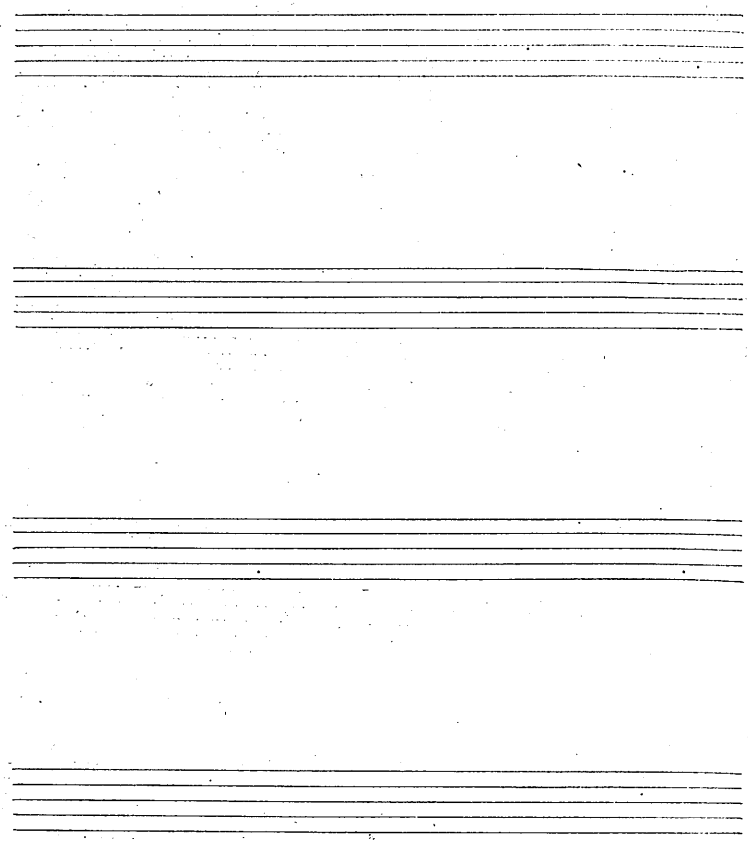

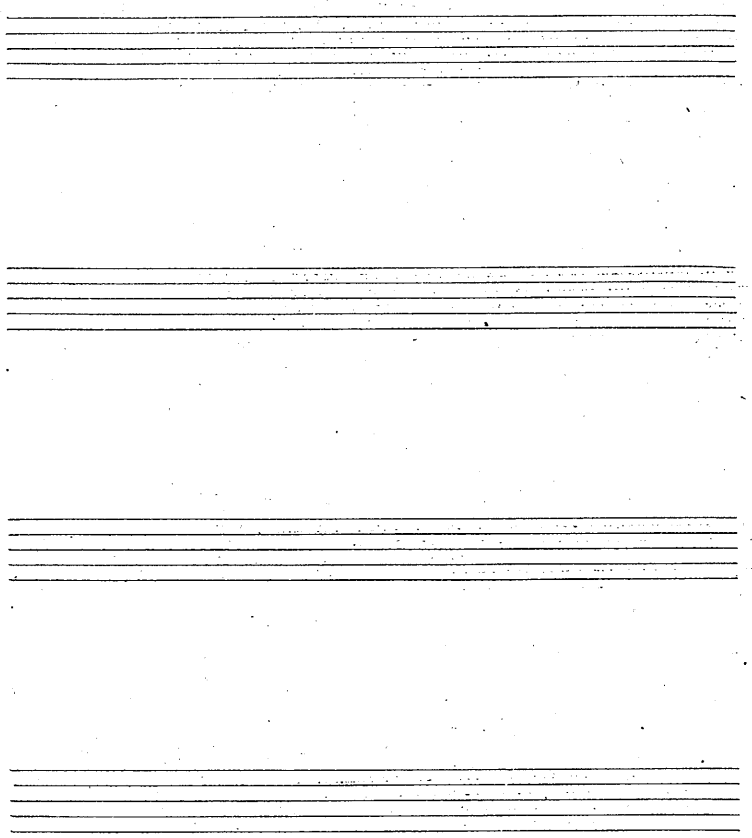

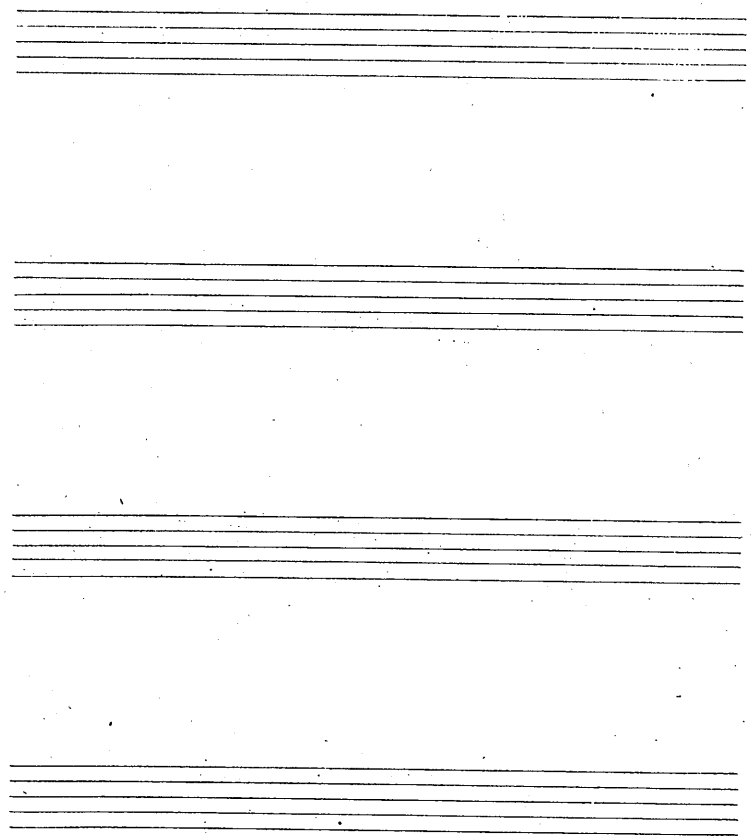

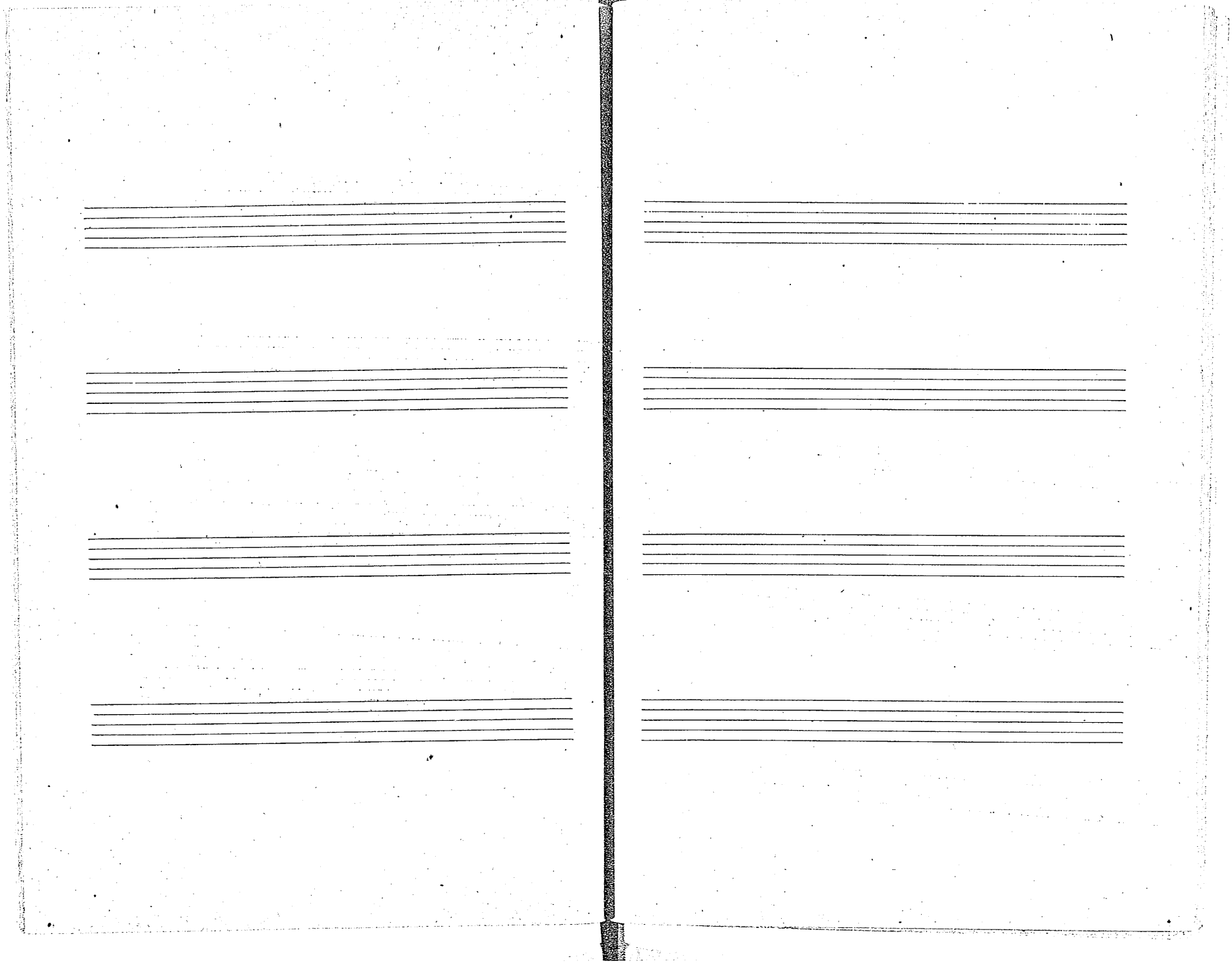

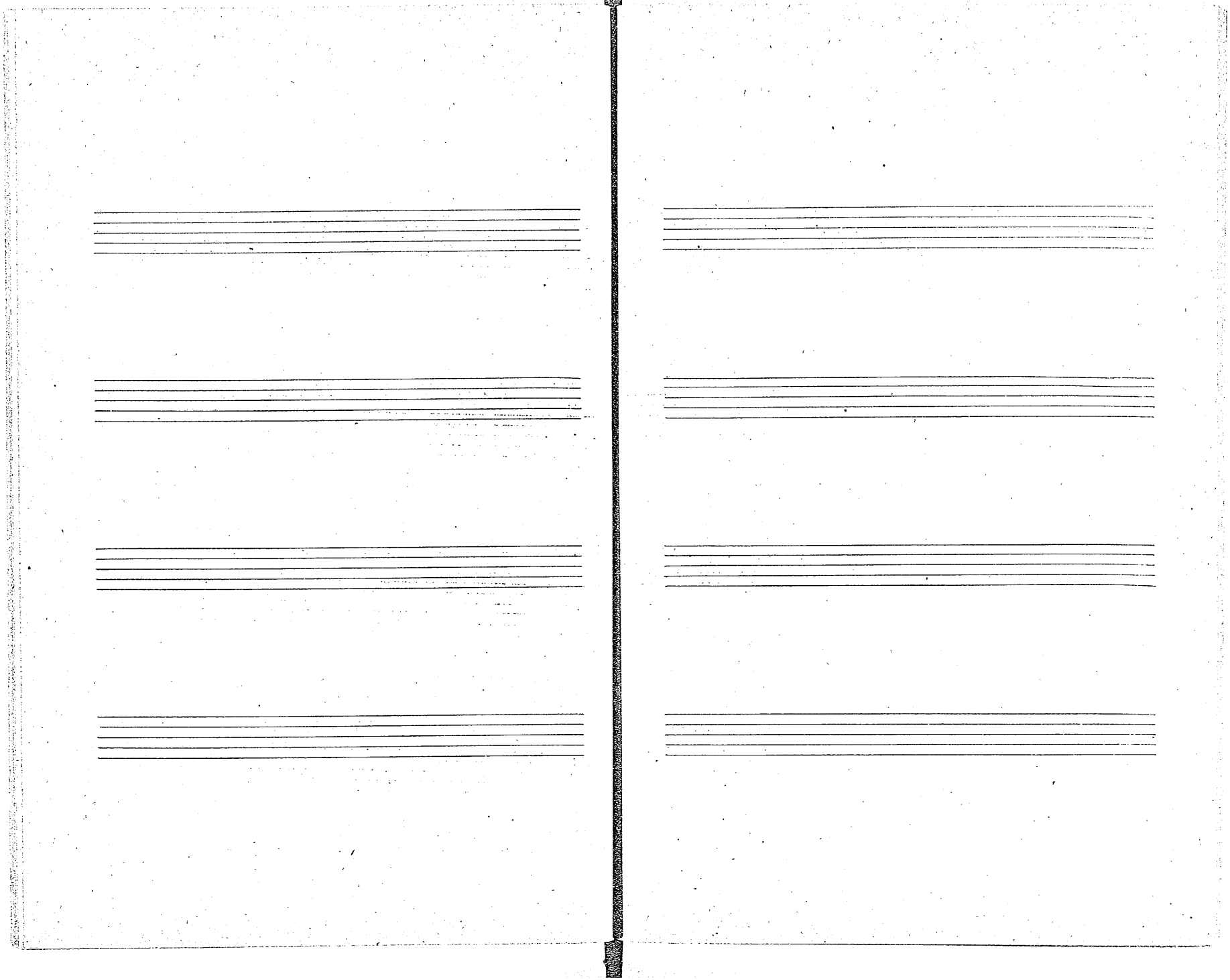

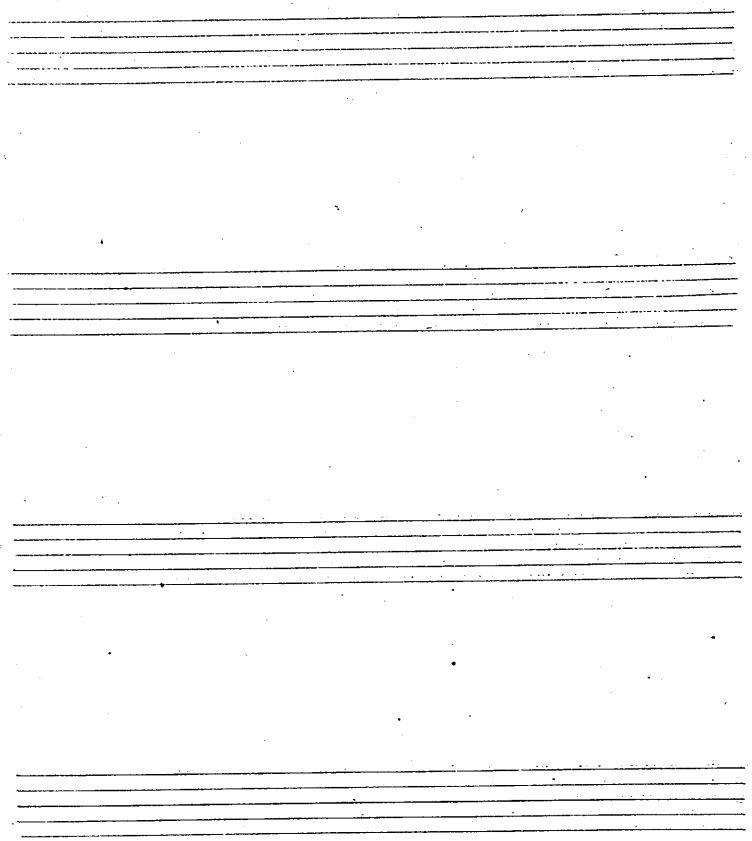

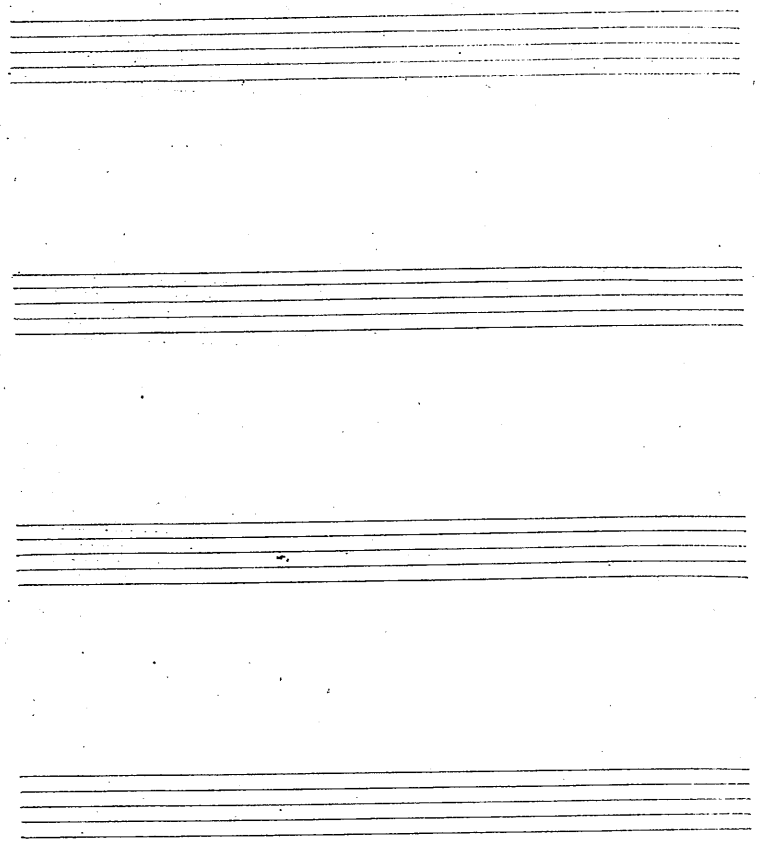

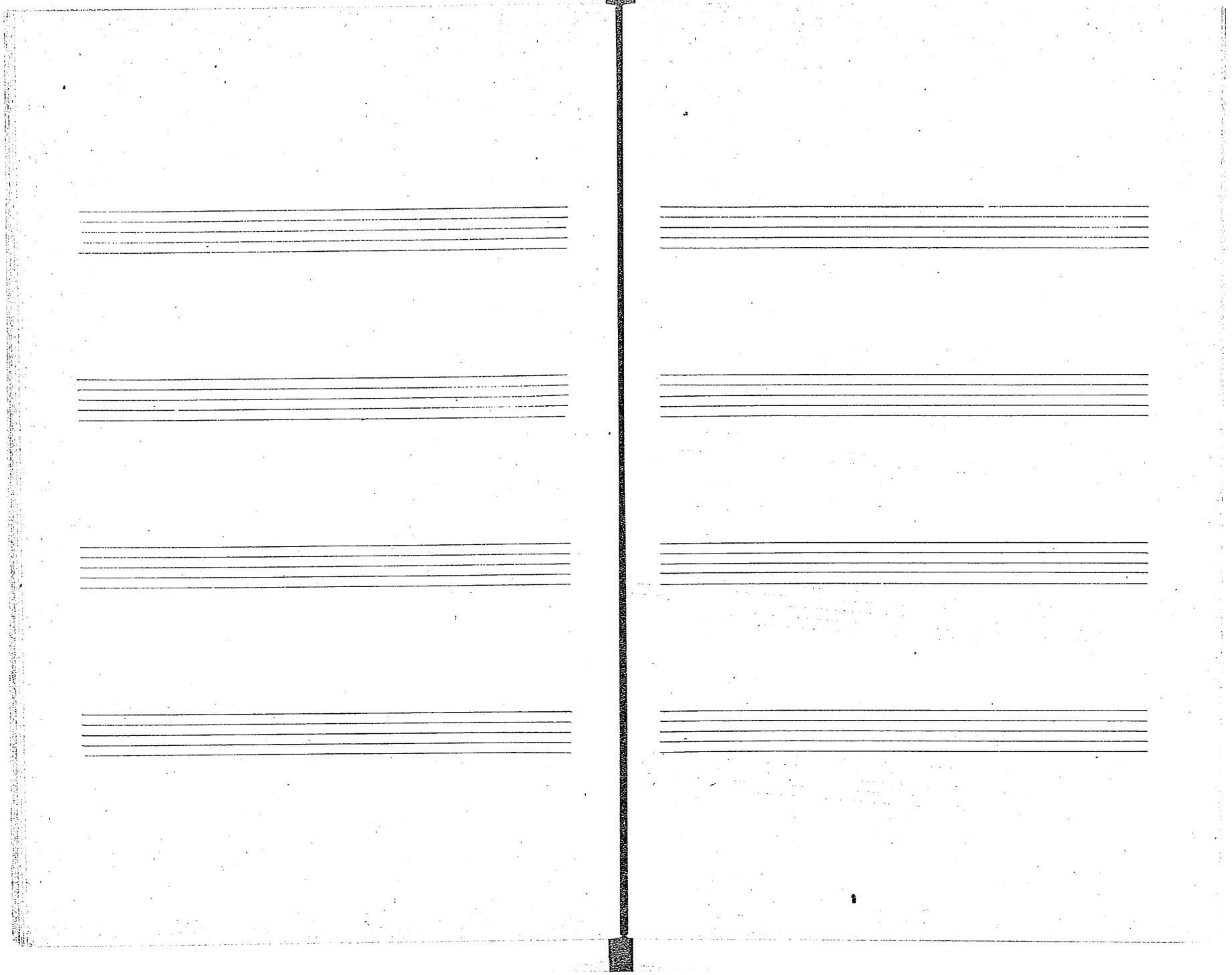

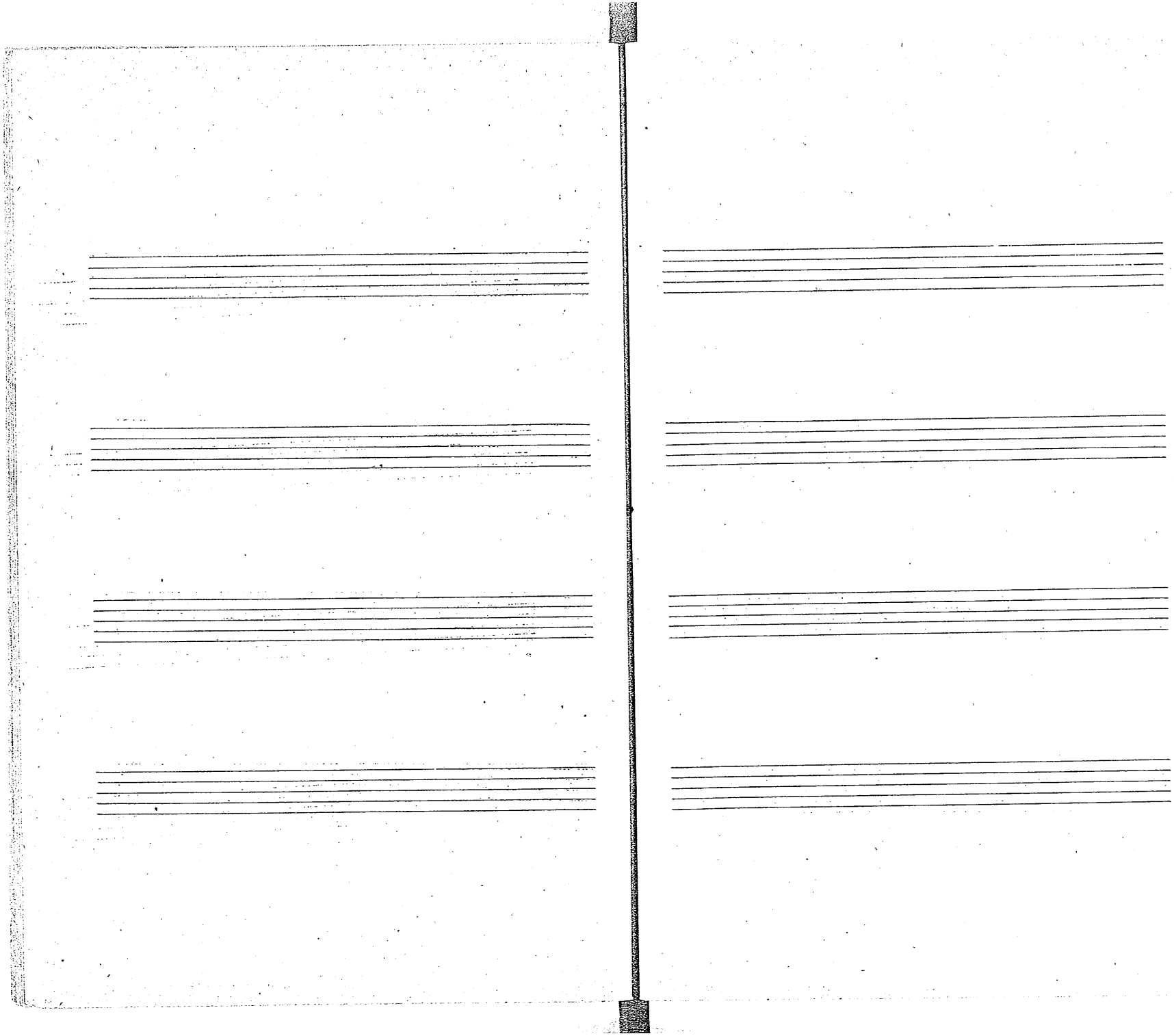

K220.7

明治四十三年三月廿五日印刷

同　四十三年三月三十日發行

不許復製

著　者　山脇萬吉

發行兼印刷者　伊藤善太郎

三重縣四日市市南町百卅一番地

發賣所　伊藤書店

四日市市南町

233
134